

陳 情 文 書 表

<p>受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名</p>	<p>陳情第45号（5. 12. 21） 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を要請する意見書提出 を求める陳情</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	<p>昭和の時代からの制度と国際法の狭間で、様々な省庁が人道主義や特例対応を許した結果、本来の立法趣旨からかけ離れた制度運用となり、日本人と外国人がいがみ合うような不公平が生じている。国の制度の問題であり地方行政では対応ができないが、大部分が法定受託事務であることに鑑み、現場となる地方から財政問題として声を上げる必要があるため、年金脱退一時金の是正に関する調査及び改善を求める意見書を国へ送付すること。</p>
<p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市長田区 高岡 義勝</p>
<p>送 付 委 員 会</p>	<p>福祉環境委員会</p>

坊 やすなが 様宛

陳情者

住所 神戸市長田区

氏名 高岡 義勝

連絡先



印

**年金制度における外国人への脱退一時金の
是正を求める意見書の送付に関する陳情**

陳情趣旨

国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができます。同時に年金受給資格を喪失するため、将来的には無年金や低年金になります。脱退一時金の裁定件数は増加傾向にあり、令和3年度は9万6千件に達し、過去10年の累計値は72万件を超えました。年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要ですが、仮に我が国に在留を続け生活が困窮した場合、生活保護の支給対象となります。また、同制度は再入国を妨げていないため、のちに我が国で再度就労することができます。外国人労働者の産業別内訳は、製造業を筆頭に卸売業、小売業、ならびに宿泊業、飲食サービス、建設業など雇用の流動性が高く派遣労働が多い職種です。入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっており、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていません。日本人は公的年金を脱退することはできず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。特に派遣社員が雇止めになった等の場合は、極めて大きな格差が生じております。無年金である外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながります。

陳情事項

昭和の時代からの制度と国際法の狭間で、様々な省庁が人道主義や特例対応を許した結果、本来の立法主旨からかけ離れた制度運用となり、日本人と外国人がいがみ合うような不公平が生じている。国の制度の問題であり地方行政では対応できないが、大部分が法定受託事務であることに鑑み、現場となる地方から財政問題として声を上げる必要があるため調査および改善を求める意見書の送付を

陳情する。
して下さい。

年金脱退一時金の是正に関する